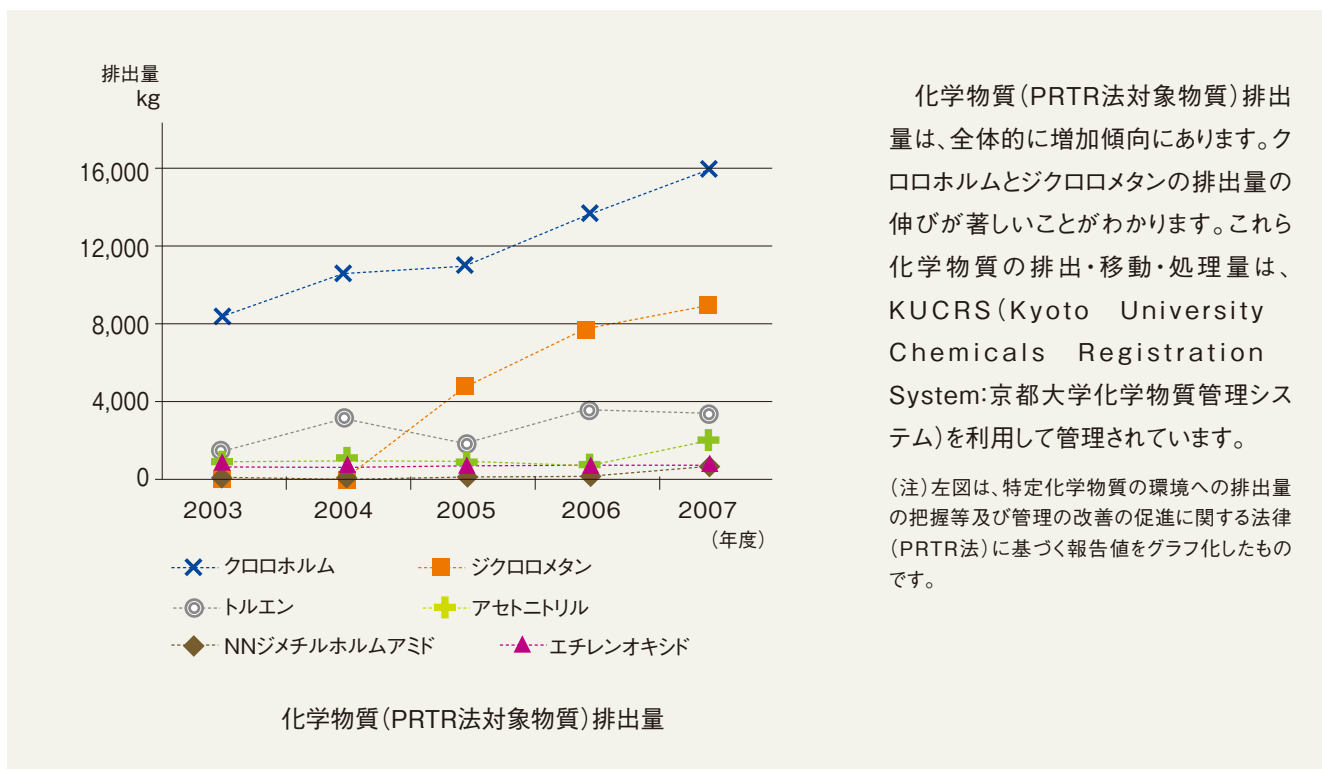


環境計画「5つの柱」に関する取り組み 4.化学物質の安全・適正管理の推進



化学物質(PRTR法対象物質)排出量は、全体的に増加傾向にあります。クロロホルムとジクロロメタンの排出量の伸びが著しいことがわかります。これら化学物質の排出・移動・処理量は、KUCRS(Kyoto University Chemicals Registration System:京都大学化学物質管理システム)を利用して管理されています。

(注)左図は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づく報告値をグラフ化したものです。

化学物質(PRTR法対象物質)排出量

KUCRSによる化学物質の廃棄物管理

教育・研究機関で使用・保管されている化学物質は多種多様で非定常的な作業が多いことから、大学における法規制の遵守、説明責任、情報公開、適正管理は重要な課題です。京都大学では「基本理念」と「環境憲章」に則り、化学物質の安全・適正な管理、教育・研究環境の改善を目的として、2002年に工学研究科で「KECRS」(KUCRSの前身)を導入し、2004年には「KUCRS」として全学へ展開しました(詳しくは環境報告書2007参照)。

KUCRSの特徴は柔軟性、拡張性に富んだシステムであり、利用者の要望、意向を反映できるようになっていることです。システムの導入以降、様々な改良がなされてきました。不用薬品や実験廃液の登録・搬出手続きはその一例です。

不用薬品は長期間にわたり保管され、内容物がわからなくなることなどが問題となっていました。KUCRSが導入されてからは、外部委託処理されるための手順が整い、薬品の管理が適正になされるようになりました。その手順は、まず不用薬品をKUCRSへ登録し、発行された

ラベルを貼り付けて保管します。そしてそれらについて部局から環境保全センターへ委託処分の確認を受けます。その後、再度KUCRSで搬出手続きを行った上で外部業者へ搬出、処理を行います。KUCRSを活用することにより、不用薬品の管理、処理が適正に行われるようになり、化学物質保有量の削減が図れるようになりました。KUCRSは、安全に教育・研究を進める上で欠かせないシステムとなっています。

実験廃液の管理についても同様に、KUCRSが重要な役割を果たしていま

す。京都大学では、実験廃液は構内の環境保全センターの処理施設により、環境安全教育も兼ねて処理が行われてきました。しかし近年、発生する廃液の量が非常に多くなり、廃液処理に多くの時間を要することから、外部委託処理を求める声が強くなりました。

そこで一部の研究室を対象として、塩素系有機廃液（重量ベースで30%以上の塩素を含む有機廃液）に限り、外部委託処理されるようになりました。この場合も、KUCRSに廃液を登録することにより環境保全センターで内容の確認を受け、外部へ搬出されるように廃液情報の正確な伝達と情報の把握に利用されています。

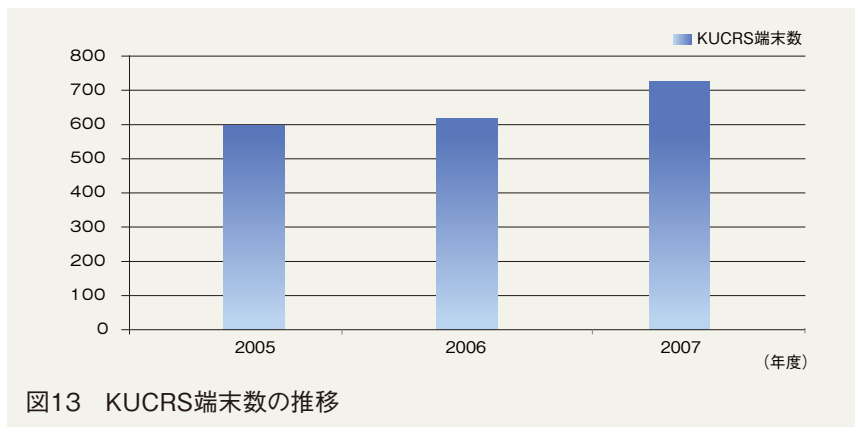


図13 KUCRS端末数の推移

また、同様に学外で処理されている実験固形廃棄物についても、今後はKUCRS登録を経て廃棄手続きが行われる予定です。このようにKUCRSは、学外へ搬出される廃棄物はいつ、どこか

ら、どれだけの量が出されたのかを適正に管理できる役割も担っており、継続的に改良されています。

■ 酢酸エチル盗難事件と対応

2008年1月29日、桂キャンパスに納入された酢酸エチル18リットル缶1本がなくなっていることがわかりました。酢酸エチルは毒物及び劇物取締法により劇物に指定され、より厳格な管理を求められている物質です。

盗難の事実を確認後、速やかに京都府、警察署に届出を行うとともに、学内管理体制の見直しを行いました。

盗難にあった物質は、納入直後で

あったために、KUCRSに登録されていませんでした。また、納入された現物を大学側の人間が確認していなかった点も問題でした。そこで、速やかにKUCRSへの確実な入力を行うことと納入時の現物確認を徹底するようにしました。また、各研究室の立ち入り検査などを実施し、管理体制の強化に努めました。